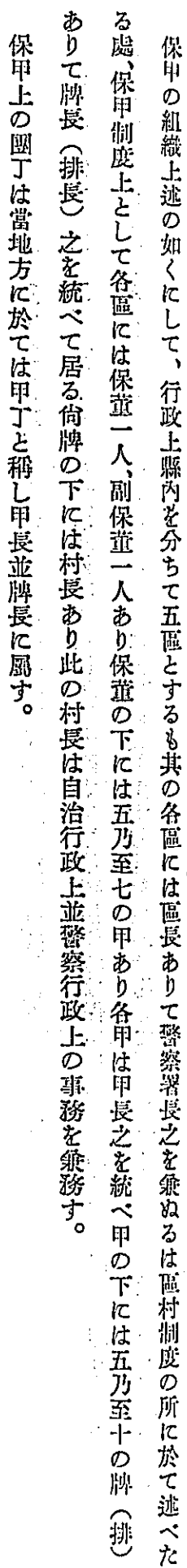


上述せる如く當地に於ては漢蒙兩民族混合して住居し然も漢民族に對しては縣公署、蒙民族に對しては旗公署の屬人的行政はれ保甲制度に於ても此の兩者に涉り、論述せむとすれば先づ其の組織を縣公署側の組織と旗公署側の組織に分ち述べむとす。

而して保甲制度の組織を述べるに當り之と密接なる關係を有するものとして、

縣公署に於ても未だ暫行保甲法に基く保甲制度を實施せず、昔の慣習に従ふ保甲牌の組織に過ぎず

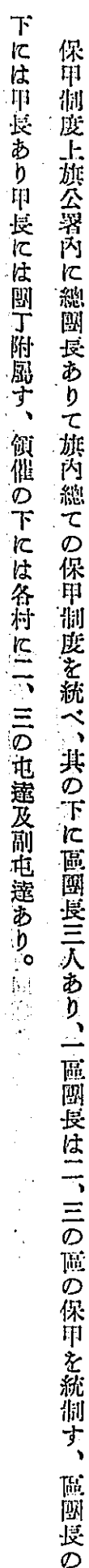


保甲上の團丁は當地方に於ては甲丁と稱し甲長並牌長に屬す。

調査地第一區に於ては保董一人、副保董一人、甲長七人更に二甲の下に五人の民團牌長附屬す。調査地十五里堡村は第一區第四甲第四牌の管下に屬す。

略喇沁左翼旗の旗公署側保甲制度も亦暫行保甲法に依るものに非ず、昔の慣習に従ひ管下十三區に分ち從來の慣習的なる保甲制を實施しつつあり。

其の組織圖示すれば次の如し。



而して目下旗公署には總團長なし、尙今後の方針として現在の制度を改め縣公署側と同様な制度にせむとす。
斯くの如く當地方に於ては縣公署の保甲制度と旗公署の保甲制度と重複實施せられつつある形なるも實際に於ては縣公署側の保甲制度行はる。

第三、保甲制度と行政區劃との關係

保甲制度の組織に於て述べたる如く、保甲制度は自治行政上の組織並警察上の組織と比較することに依り更に明かにさるべし。

一、縣公署側

各區の警察署長は行政上の區長を兼ね、警察行政は勿論其他一切の行政事務を執るも、保甲上の保董とは別人なり、保董は各區に一人之を輔佐する副保董一人あり、保甲制度に於ける最上級官部にして縣長の指揮を受く、此の下に存する甲長は警察分署長と同地位にあるも別人にして保董の指揮監督を受く、其の下に於ける民團排長は自治行政上の牌長と同地位にあり。

二、旗公署側

旗公署内に於ける保甲上の總團長と警察上の警務局長、自治行政上の印務處協理は同地位にありて各別人なり。

其の下にある警察上の警察分署長と自治行政上の管節參領と同地位にある保甲上のものは區團長なり。區團長の下に甲長は警察分所長と同地位にありて別人なり。其の下にある屯達は自治行政上は勿論警察上並保甲上の事務をも兼ね行ふ同一人なり。

第四、自衛團との關係

自衛團に就ては節を改め後述する所なれば茲では保甲制度との關係を簡單に述べん。

縣公署側としては甲丁と稱し甲長並民團排長に所屬す、旗公署としては自衛團々丁と稱し甲長に直屬す。

第五、移住者に對する牌の取扱

新に牌に移住するには二、三月の保證人の紹介を得調査したる後移住せしむ新移住者は保甲自衛團等の費用を出す。即ち移住せる村に於て經費足る場合は出す必要なきも足らざる場合は其の割合に従ひ經費を出す義務を負ふ。而して縣としては何等の取扱方法を定めず、今後縣に

於て移動證を作り、之により移動せしめんとす。

第六、保甲牌の經費

縣公署に於ては一保に對し一ヶ月四拾圓乃至五拾圓の費用を出す。而して之を以ては人件費、辦公費に當つるに足らざるを以て、村民より其の割合に従ひ徴收し之に依り保甲牌の財政を運用しつつあり、其の詳細に就ては自衛團の節に於て述べむとす。

第七、保甲牌に於ける賞罰

現在保甲内に於て表彰すべき行爲者多々あるも縣に於て經費なき爲表彰することを得ず、縣公署に於て又中央に於て經費の點考慮せらるべきなり。

罰則に關しても何等定むる處なし、乍併惡事を爲したる者に對しては其の保甲牌の役員自衛團の職を懲戒免職す。尙法に依り處罰すべき犯罪行爲を犯したる者に對しては警察署長と連絡を取り縣の警務局に送り處罰す。

第八、保甲牌長

一、任 免

保董、甲長、牌長は村民の選舉に依り推薦せられし者が縣長の許可を得て保董、甲長、牌長となることを得。

任期は一ケ年にして一ケ年を経ば又選舉す、但し重任することを得、濫りに其の職を免せらるることなきも前述せる如く惡事を爲せるときは懲戒免職せらる。

二、素 質(資格)

素質は一般に村民より優れたものなること勿論なり其の資格左の如し。

1. 村に於て有力者にして人民の信望の高き者なること。
2. 普通に読み書きし得ること。
3. 物知りなること即ち一定期間其の村落に居住し其の村に於ける一般的狀勢に通じ且一般的常識を備へて居ること。

三、職務權限

保董、甲長、牌長は夫々其の部下を指揮監督し、匪賊討伐を爲すことを得、即ち自衛團（甲丁、團丁）に依り匪賊討伐を爲し、自ら自らの村を守ることを得、而して其の権限は匪賊討伐し得るに止り、夫れ以外の行政に干與することを得ず、但し警察署長の許可を得て其の指揮監督の下に警察事務を行ふことあり。

四、農民の之に對する服従狀態

農民は事變後始め銃器を回收せられ、不安を思はしめたるも其の後今日に於て自衛團は自ら自分達を守るものなりと認識するに至り保甲の制度に對しては喜んで服従す。

五、監督機關

各上級機關は下級機關を監督する外縣警務局長、縣長は更に之を監督す。

六、自衛團役員との連絡

保甲牌の長は自衛團の役員を兼ね、即ち甲長、牌長は自衛團の團長となる而して自衛團を指揮監督す。

七、連坐法

1. 法の運用狀態

未だ連坐法實施せられず而して今後暫行保甲法の實施と共に實施せむと目下縣公署にて會議中なり。

2. 農民の之に對する關心

農民は連坐法を知らず然れども縣公署にて警務局長より此の理を理解せり。

八、保甲制度と戸口調査との關係

1. 調査機關

戸口調査の機關は警察署長の監督を受け警察之に當り保董、甲長は戸口調査に干與せず。

2. 戸口調査の成績

縣經費の關係上未だ徹底せず故に先づ經費の足る限り第一區より實施しつつあり。

九、保甲制度の長所

保甲制度はよく民間に警察思想を普及し、官民一體となり治安の確立に當らむとするは最も適切なる處にして、而も本縣に於て尙治安第一主義の警察國時代に於て此の自ら自らを守ると云ふ制は誠に當を得たり。

十、將來改善すべき諸點

農民は絶對的に現在の保甲制度を支持す、然れども現在の慣習的な保甲制度にては甚だ不完全にして將來一日も早く暫行保甲法を實施し尙經費の點に付き一段の改善を加ふことを要す。

第三節 自衛團

調査地十五里堡村は第一區（保董許洋、副保董喬松望）第四甲（甲長劉玉堂）第四牌（牌長孫永盛）に屬するを以て本節に於ては第四牌の自衛團に就き述べん。

第一、自衛團の組織

第四甲に屬する自衛團は十八人の團丁（甲丁）あり調査地十五里堡村にはなく主として隣村十八里堡村に居住せり。何れも常備のもののみにして豫備なし蓋し豫備なきは民間銃器を回收せるが爲なればなり甲長自ら團丁となり指揮監督す。

第二、團丁の徵集方法

團丁は甲内有力者の家より各一名徵集す茲に有力者とは約百畝以上の土地を所有せる者を云ふ。當地方に於ては約十人位なり、此の有力者は自費にて此の團丁を一名宛出す貧乏なる者は團丁を出さざるも之に代ふる費用を出す。其の標準一畝に付一年十錢位とす而して土地を有せざる者は斯る費用をも出さず。

第三、素質

團丁は一般に字を知る者、若き者、而して武器を使用し得る者たることを要し試験採用す。

第四、自衛團々丁の待遇

自衛團々丁は一ヶ月八圓の俸給を受く牌長は義務職なれども其の事務費として一ヶ月四圓警務局より受く、同様甲長は十二圓、保董（副保董

も合す）は三十圓の辦公費を受く。

第五、勤務狀態

平時に於て團丁は武裝し、管内を巡りて警備に當り同時に縣警務局の委託を受け鐵道警備に當る。而して平時指導訓練をせず蓋し採用に際し詮衡すればなり。

第六、武器彈藥

武器彈藥は保董の責任に於て縣警務局より團丁に貸し與ふ、彈藥盡きたるときは保董より縣警務局に請求するものとす。銃器は第四甲に於て二十一挺、彈丸約千二百彈を有す。

第七、戰闘成績

前後四、五回匪賊討伐を爲し何れも匪賊を擊退せしめたり、尙自衛團には死傷者を見ず。

第八、他機關との連絡

自衛團は警察署と絶へず連絡し其の兩者の緊密なる關係に於て匪賊討伐に當る警察分署は第四甲にはなきも第五甲の中にあり。

第九、自衛團の役員

自衛團は保董、甲長、牌長其の團長となり指揮監督を爲す。其の外に保と甲には各一名の書記あり尙各牌にはボーイと炊事夫各一名あり。

第十、新移住者の自衛團加入狀態

新移住せむとする者は二三の紹介を得て移住することを得るは上述せし處にして之等の者は當然自衛團に依り保護せらるれども其の團丁を出す義務、費用を出す義務を負ふ。而して自衛團に加入せる時は保董を通じ警察署長の許可を受くることを要す。

第十一、監督方法

上級機關は下級機關を監督するは勿論更に警察署に於て總監督す。

第十二、賞罰

善行者に對し表彰し度きも現在に於ては經費の關係上表彰するを得ず。

罰則としては懲戒免職を以て其の重罰とし更に犯罪行為者に對しては縣警務局に送り處罰す。

第十三、自衛團の無給制

有給自衛團の弊害に就ては茲に述ぶる迄なきも、斯くては眞に自衛團たる任務を果すことを得ず、無給制を望むは農民の欲して止まざる處なれど本村に於ては有産者少きを以て無給の自衛團を出すことを得ざるは遺憾なり。

第十四、制度に對する意見

治安確立せられし地方に於ては自衛團を置く必要なきも、治安未だ確立せざる當地方に於ては其の必要なるは勿論誠に當を得たるも上述の如く無給制の自衛團に改善せざれば眞の機能を發揮し得ずと考ふ。農民は此の自衛團を頼とし自ら自らを守ると云ふ考を持つに至りしは頼母しき次第なり。更に其の眞義を覺り、一日も早く無給制のものたらしめむことを重ねて望む。

第四節 治安

第一、匪賊の狀況

事變以來の徹底的剿匪工作に依り今や縣内の匪賊略平定し鄉村の治安概ね確保したりと雖今尙小匪賊（四、五名程度のもの）は各處に隨時出没し居り未だ安心を許さざる狀態にあり。

乍併縣内警察官の充實と機關の完備即ち縣内に電話網の完備更に保甲制度の漸次充實し來りたるに依り今や匪賊の縣内出現を容易ならざらしめたり。

而して匪賊出現せる時は先づ自衛團に依り之を討伐し、警察は之を援助し之等を擊退せしむるを通常とすれども時に大集團の匪賊に對しては日本軍の援助に依るものとす。

第二、銃器回收

本縣に於ては銃器の回收は大同二年に始まり逐次回收す。今日に於ては縣内殆んど總ての銃器を回收せり、而して本縣に於ては民間に於て銃器回收に對し非難の聲なきは他縣に比し優秀なりと認む。然れども回收に當り始めは民間に於て不安の感を抱かしめたるも今日に於ては警察並自衛團の充實に依り斯る感情を抱かざるに至りたりしは良好なりと認む。回收せる銃器は治安維持會に於て保管す。

第三、犯罪

二三六

主なる犯罪は強盜竊盜にして其の動機は生活難に依るもの及脅迫されて爲す者多し而して犯罪者に對しては法廷なきを以て司法承審の制に依り處置す。

歸順者、前科者は往々にして又元に戻り易きを以て慎重なる調査の結果眞に善人たり得ると認められたる者に對してのみ地方有力者を保護人として連署申請することに依り許可を得て村民となることを得。

第四、其他

當地方に於ては熱河討伐後反滿抗日の分子全く存せずと云ふも過言にあらずとのこと。土蒙劣紳の言動又他縣に比べて全くなしと云ふ然も調査地十五里堡村は縣城に近きを以て斯る言動皆無なり。

而して當地方は前述せる如く漢蒙兩民族の混合する所にして、然も土地關係特に複雑なるを以て自然民族的に最も重要な地なり。始め蒙人多く漢人少きときは蒙人の力大にして漢人は昔の滿洲民族の名を以て呼ばれ即ち「マンヅ」の輕蔑なる語を以て呼ばれ、今日も尙老人連中の漢人は此の「マンヅ」を以て呼ばれ、又之を以て自稱しつつあり。然るに文化の程度高き漢人は漸次蒙人を壓迫し蒙人を退け漢人其の勢力を延ばし、今日に於ては漢人の勢力強く蒙人の言語風俗又漢人化しつつあり。而して彼等兩民族間に於ては表面上實に穩かなる如きも心中絶へず鬭爭あり、之が偶々表面に現はることなしとせず、然れども彼等の間にも漸く滿洲建國理解せられ融和の狀況見ゆるは喜ばしき状態なり。

尙最後に我々調査團に對しては部落民一般に好意を示しよく其の眞情を告げたるは以前漢人の村落調査に比し蒙古人は實に従順にして正直なる感を深くす。

第四章 村落共同生活

第一節 政治的共同生活

遊牧を業とする時代から進化して漢人化した蒙民達は民國政府の壓迫に相當苦んだものである、それは土地の地目整理が如何に漢人に有利に展開されて行つたかに依つて知られる、斯かる壓政下にあつた蒙民は勢自己防衛、自己本意とならざるを得ない、従つて屯内に於ては政府に對抗して自力を以て平和と秩序を求めて居たものである、それは滿洲に於ける地方的自治制度の沿革的姿である、官僚を畏敬し羨望し同時に憎惡し輕侮する矛盾がある、中央政府とは全く分離した屯の秩序を求めたのである。

ラムソン氏が指摘したやうに漢人、漢人化した蒙民は家族的良心はあつても社會的良心はない、法規に依つて支配をされてゐるのではなく面子と特權にのみ左右される、舊式な大家族制度を崇拜する精神は極めて大きな個人主義、利己主義に姿を變へ、具體的な家族と親族に對する責任感念は國家或は公益と謂ふ抽象的な責任感念よりも強いものである。

従つて彼等が屯内の自治を考ふるにも國家、公益の爲にするにあらずして自己、自己の家族、親族といふ自己に直接に關係ある者の爲である強固な血縁的共同生活に基くときに於て強固な政治的共同生活が意味付けられるのである。乍併、漢族の壓迫下に在つては消極的に共同の利害關係に向つてのみ、屯達により或は合議により處理されて行く傾向がある。

第二節 經濟的共同生活

屯内には村落共有地並共有林なく唯五、六畝の村落共有墓地を屯内に存するのみであるが、之に對する單獨の管理者も亦共同團體たる攻會の如きものも存在しない、村落共有井としては屯内に十個あるが一般に三、三戸宛共有のもの或は自家専用のもが多くある爲利用されて居ない。

農會、同鄉會其の他の組合組織は治安關係上取締を受けて設けられない、唯萬國道德會、協和會の會員は存在する餘地がある。義倉としては縣立のものはないが區郷を併せて公立の義倉は縣内に八個ある、其の他私的に地主の所有するものがある、區立の義倉は他區のそれとは全然獨立的に存在することになつて居る。本屯には公立私立何れも存在しない。

第三節 宗教的共同生活

屯民の宗教は喇嘛教であつて、屯内に廟が一軒あるが湯玉麟第十二軍の侵略を受けて荒廢し破屋を寂しく山腹に横たへて居る、往時は屯民も宗教的に會合したこともあつたが今はない。

第四節 血縁的共同生活

家長老衰又は疾病の爲家政を管理すること能はず、或は隱居を希望するとき相續が行はれる、相續は例に依つて財産相續であつて、兄弟間意見なきとき直系卑屬の中から男子長子相續制を採り、嫡子にして不適當なるとき次子相續、末子相續、女戸主の發生を見る、本屯に於ては更に珍しくも(52)子致祥に於て養子相續がある。

均分相續制を慣習とするから、出生兒の數に正比例して家庭の經濟的困難が擴大する、此の慣習に依つて部落は自滅への進路に在る。

家長權は家の總攬者であり且又非常な實權者であるが爲に家族は寧ろ家長に絕對服従である、家長は經濟的にも、宗教的にも、政治的にも、教育的にも、結婚の上からも全く君主的態度を以て家族に臨むのである。従つて中には(31)の如く家庭不和の者も生じて新舊兩思想衝突も惹起しないとは保證されない、乍併、血縁的共同生活こそは滿蒙民族の基礎であり、民族精神を育て上げた温床である、家庭に對する崇拜の念は總ての根源である。地縁的共同生活も、政治的共同生活も、經濟的共同生活も何れも此の血縁的共同生活を辭にし得て始めて了解せられ説明せられるものである、施政は之に集中されなければならないのである。

第五節 地縁的共同生活

教 育

屯内の教育普及狀況は戸別調査の結果左の如し。

屯内教育普及概況(其の一)

有教育者(識字者を含む)	無教育者	總計
四三三	二二三	二七六

屯内教育普及概況(其の二)

全人口對有教育者の比率	無教育者對教育者の比率
一五・五%	一八・四%

屯内には旗公署設立にかかる學校が二校あるが別に敷地、校舍の設備もなく、晴天には廟の庭を利用し、雨天には南部屯達張氏の隣空屋を利用し、年平均三回の授業料を取る、現在の生徒數は十三人、教師一人、學校の諸經費は原則として授業料と旗公署の教育費による。

外侵に對する設備

何等設備なく、危險の迫るときは直に自衛團に報告するのみである。

郷 約

なし

道路の修築

縣公署即ち當屯に於ては警察署の命令あれば各戸平均一人の入夫を參加せしめ、屯達監督の下に修築に従事する。修築材料は郷長が責任支出

の上手後的に縣公署から經費を支給することになつて居るが、民費を以てすることもある、部分的の修理は屯達監督の下に屯民自身で行ふ。

其の他

本屯は蒙民と漢人系屯民の共同生活關係にあるが、前者の多數なることに原因すると思考するが兩種族の紛争は未だ經驗しない。
屯内外の蒙地は民國十七年經界局の整理により

爛價地
典得地
典得地
賣得地
死契地

は所有權が確立され、漢人が占有すれば漢人の所有地となり、又蒙人が漢人に對し租子付の土地を典にする私契約あるときは漢人の土地となる。更に漢人から蒙人が土地を承兌すれば現在では畝捐は縣公署に納めることになつて居るが、漢人から承兌する以前に蒙人から漢人が承兌して居るのであるから該地が活契地なるときは蒙地であるから旗公署に納める。然し大部分の土地を縣公署側に有利化する爲死契地とした關係で此の土地が死契地なれば縣公署に納めねばならないことになつて居る、尙白橙地は問題外である、倒兌に於ても老虎牌子の形をとるものもある。

蒙地の法の本質に關してはゲルマン法的總有地、王公代表とする民族團體の共有地、又は王の私有地と諸説があるが、史的に見れば元來此の土地は無主地であつて其の後王公の占有するところとなつたものである。此の占有權の所有權化を共有地關係と見るか、私有關係と見るかは當時の民族團體の實狀を明にする必要がある。族長の權力は相當強力なものであつたが此處では共有地關係であると見て、土地の物權關係に對する理論構成は他の機會に譲りたい。

尙參考迄に本屯に於ける土地の倒兌に用ゐられた前清通貨は次の如し。

老錢一吊は一千文

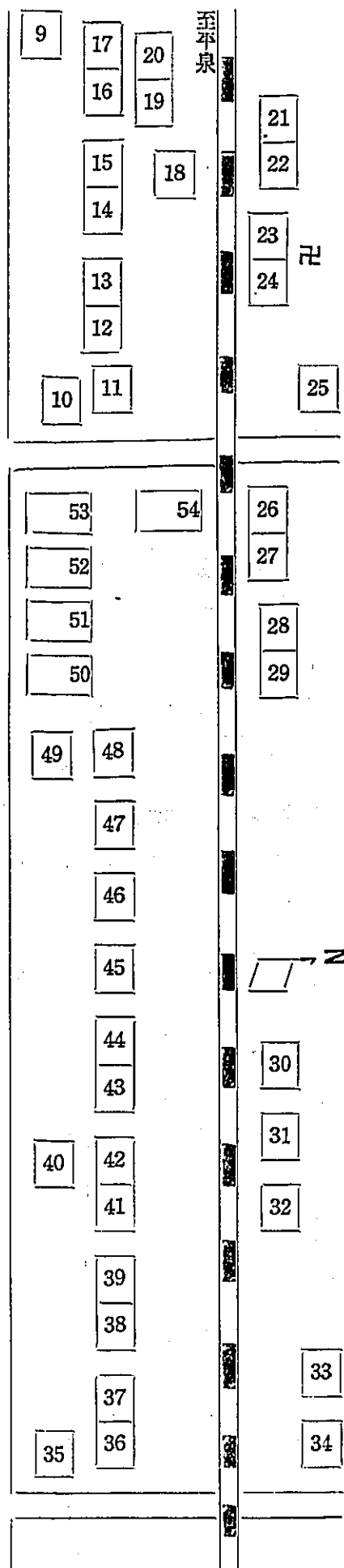
中錢一吊は四百九十文

小錢一吊は百六十文

第五章 農業勞働者

第一節 部落及農家の構成

部落は屯内に大體密集成形を採る（別圖）



表一 部落構成表

調査番號	姓	名	家族數	家業	自家勞力數	出稼者	入屯者	所有面積
一	于	九	春	四	自兼勞	三	一	畑一畝(屯内) 畑六畝(屯外) 典出地一〇畝 廢荒地五畝

二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
于	于	張	張	張	張	白	張	于	于	于	于	于	于	張	張	姓は梁藤氏	李	張	于	于	于	于	梁
九	振	洪	滿	賢	春	發	桂	和	喜	昇	泉	孝	恒	良	子	子	寶	善	榮	俊	永	才	
五	五	八	九	一〇	五	六	四	四	二	七	七	五	四	二	四	一	七	三	三	五	三	四	
自兼雜	自作	自作	自作	自作	雜業	雜業	自作	勞働	自作	小兼雜	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自兼勞	勞働	勞働	勞働	勞働	
一	一・五	二	二	三	二	三	二	一	一	三	三	二	一	一	一	一	〇	二・五	一	一	一	二	
女男			女	女	男			男	女		女	女		女	女	女	女		女	女			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

畑二六畝(屯丙)
 山林六畝(屯丙)
 畑一〇六畝(屯丙)
 茶園〇六畝(屯丙)
 畑一七畝(屯丙)入典二六畝(屯丙)
 山林茶園四畝(典出四)
 畑四〇畝(屯丙)
 茶園三畝(屯丙)
 茶園二畝(屯丙)
 畑六畝(屯丙)畑三畝(屯丙)の茶園六畝(屯丙)
 入典地一五畝 廢荒地二畝
 畑二五畝(屯丙)
 畑一五畝(屯丙)茶園一畝(屯丙)
 (典出地四・五畝)
 畑五畝(屯丙)茶園一畝(屯丙)(典出五畝)
 畑二畝(屯丙)茶園一畝(屯丙)(典出八畝)
 山林一畝(屯丙)茶園二畝(屯丙)
 畑六畝(屯丙)
 山林一畝(屯丙)
 畑一畝(屯丙)
 畑三畝(屯丙)
 山林一畝(屯丙)山林五畝(屯丙)
 山林一五畝(屯丙)廢荒地四畝(屯丙)

二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八
于	于	張	朱	于	于	于	于	張	于	于	于	于	于	于	于	于	于	于	于	于	于	于
立	成	鴻	貴	永	振	財	才	貴	才	貴	才	景	和	德	華	瑞	生	福	長	文	敬	永
三	三	四	三	七	四	六	二	四	七	三	八	九	七	四	三	四	五	一	二	六	六	五
自	自	小	雜	自	勞	自	自	勞	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自
一	一	一	二	二	一	三	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

畑四畝(屯丙)茶園〇五畝(屯丙)
 入典地三畝 廢荒地一五畝
 畑六畝(屯丙)畑一畝(屯丙)
 茶園二畝(屯丙)原野八畝(屯丙)入典地六畝
 畑一〇五畝(屯丙)茶園七畝(屯丙)
 典出中
 畑一畝(屯丙)
 廢荒地五畝(屯丙)
 畑四〇畝(屯丙)
 畑二〇畝(屯丙)
 畑三畝(屯丙)山林二畝(屯丙)
 畑二五畝(屯丙)茶園三畝(屯丙)
 畑一〇畝(屯丙)典出
 畑二五畝(屯丙)入典一〇畝(屯丙)典出一〇
 茶園一畝(屯丙)入典一〇
 畑二五畝(屯丙)一三畝(屯丙)典出一〇
 茶園一畝(屯丙)
 畑一四畝(屯丙)茶園一畝(屯丙)
 畑六畝(屯丙)茶園二畝(屯丙)(典出地五畝)
 廢荒地二畝
 畑七畝(屯丙)茶園〇六畝(屯丙)
 畑一畝(屯丙)茶園〇五畝(屯丙)
 茶園〇五畝(屯丙)〇五畝典出小作二〇畝
 畑一畝(屯丙)入典四畝茶園一七畝(屯丙)典出
 畑五三畝(屯丙)
 畑二畝(屯丙)典出
 畑八畝(屯丙)茶園〇四畝(屯丙)
 入典典出地一五畝
 畑一八畝(屯丙)入典地一〇畝
 畑四畝(屯丙)畑八畝(屯丙)小作

四九	于	財	四	自兼勞	一	男	一	烟二・六畝(屯內) 菜園〇・二畝(屯內) 典出地三・五畝
五〇	于	振英	二	自兼小	三	男	一	烟一〇畝(屯外) 菜園二畝(屯內) 典出地一三畝
五一	于	忠發	五	自作	一			廢荒地八畝
五二	于	致祥	五	自兼勞	三			烟三畝(屯內) 菜園三畝(屯內) 典出地一〇畝
五三	于	珠(一名于化龍)	八	自作	二			菜園一畝(屯內) 烟七畝(屯內) 典出
五四	于	景淵	二	自作	六	男	二	烟四五畝(屯內) 菜園一畝(屯內) 山林二畝(屯外)
農民計	五十二戶		二六九名		九七・五	女	四〇	烟一五畝(屯內) 一六畝(屯外) 菜園一畝典出二一
一三	李	長江	六	小兼勞	一	男	二	廢荒地七畝(屯內)
一九	穆	和	一	勞働	三	男	三	
漢人系屯民計	二戶		七名		四	男	三	
總計	五十四戶		二七六名		一〇一・五	女	四〇	

現住總戸数は五十四戸、内二戸は漢人系満人、他の五十二戸は蒙民であつて、人口は蒙民二六九人、漢人系満人七人、總人口は二七六人家族数は最小一人より最大十二人であつて割合に小家族である、平均一戸當五・一人強、之は例の公主嶺大泉眼部落の九・九人、永吉縣の八・四人、普蘭店管内の七・五人よりはるかに少いが、日本内地の五・二に略匹敵する、本屯の屬する第一區は二二、四〇〇戸、人口七四、四〇〇人(男三八、三〇〇人、女三六、〇〇〇人)であつて一戸當六人、更に縣城を除いては八、四〇〇戸五二、四〇〇人、即一戸當六・一人である、蒙民對漢人系屯民の比は前述の如く二六對一であるが遼源縣全區としては

漢族	四五、〇〇〇戸	二七四、〇〇〇人	二戸當 六人
蒙古族	四、〇〇〇戸	二〇、〇〇〇人	二戸當 五人
回々族	三〇〇戸	一、〇〇〇人	二戸當 三・三人

の割合である、之の一戸當五人の家族は當地方蒙民としては標準的なものである、本屯總人口の外に更に出屯者として嫁入四十人、出稼人二十五人があるから本屯の原有總人口は三四一人、一戸當六・三となる、之の他に屯外から年工二人、家族二人が入屯して居る、總人口二七六人を性別に見ると男は女より少數である、本屯の沿革によつて明かなる如く部落民の殆んど全部に近いものが南哨より移住したものであるが

故に姓別には

于氏	三七戸
張氏	一〇戸
梁氏	二戸
白、朱、李	各一戸

外に漢人系に李、穆がある、又(40)(41)(42)(43)(44)の祖父は從兄弟、(50)(51)並(8)(30)も共に兄弟關係である。

漢人二人が本屯に來住せる以前にも漢人が土地を承兌して耕作に従事せるは明かであるが其後彼等の行衛は不明である、現在在住する漢人李長江の本屯に來住せる狀況を聞くに、今より一〇〇年前本人の祖父(當時七歳)は兄二人と匪害並に水害に見舞はれた山東省を棄てて遼源縣三十家子黑家口に來たのであるが經濟上兄弟に棄てられ平泉縣代家溝の農家に雇はれたのであつた、然るに本人の代になつても該地は土地狹少地主より受くる勞賃は僅かに日十錢に過ぎず生活困難の折から本人の妹が現在の地主朱某の女中奉公中にて、之の妹の紹介によつて今日より四年前本屯に來り現在の如く鋤耨契約を結ぶに至つたのである。

各農家を職業別にすれば

種 類	農家職業別表	戸 數	比 率
1 自作農		二六	八四・二%
2 農業勞働者		一〇	一八・五%
3 雜業者		四	九・三%
4 自作兼農業勞働者		四	七・四%
5 小作兼農業勞働者		四	七・四%
6 自作兼小作農		三	五・六%
7 小作兼雜業者		二	一・八%
8 自作兼雜業者		一	一・八%
合 計		五四	一〇〇・〇%

本屯には純粹の小作農は存在しない、之の表によれば自作農は四八%を占むることになつては居るが前述せる如く純自作農とは謂ひ難く寧ろ

る自作兼業農業者を含むものである、雑業者は左官、馬車夫、行商、建築工に従事する者である。

農家所有耕地面積も地勢の影響を受けて非常に狭少であるから最大所有面積としては五〇畝、最小零、平均一戸當一五畝に過ぎない、即ち一天地半であつて大泉眼の一三天地、永吉縣の二响、普蘭店の四町六反、全滿洲の四町〇二五に達しない状態にあるから自作農とは謂へ零細農の階級に入り、其所有する、又は耕作する土地の収入だけで生活を維持することが難かしい、従て各種の兼業や労働力の給付による収入を求めることになる。

不在地主は縣公署員朱清泉、喇嘛溝于某外二人が主なるものである、屯民の婚姻年齢は男二十一歳、女十九歳を普通とするが、未成年者の死亡率は高く、反對に老年者は割合に壯健である。

第二節 農業労働者の發生と需給關係

第一款 發生過程

本屯の沿革に既に述べたる如く屯民の祖先は割合に裕福な生活を送つて居たものであるが土地の肥度低く狭少なること及洪水、兵匪に災されて來たのである、之の没落の根本的原因をなすものは均分相続制に基く土地細分である。即ち現在一戸當二天地に達せざる所有面積は何を物語るか、此の傳統的な習慣に部落全體は年一年と没落の歩みを續けて居る、従て労働者として渡來した儘の者もあろうが大部分は次第に労働收入を以て農業收入に置き代へつつあるものである、然も年收六十圓に足らざる労働收入を以てしては新しき耕地を購ひ再び元の地位を享くるには至らないのである、零細自作農の農業労働者への没落過程を示す所の帶地年工、換工も存在する、又小作關係は總て勞賃契約であるかたに物納上小作料の騰貴は見えないが收穫の半分は地主に納めることによつて家計は益々困難を感じる、借金利子も年三分（即三割）の高率である、更に極く最近に於ては平泉に通ずる鐵道敷設を見たにも不拘耕地並に住宅に對する損害賠償は未だに支拂はれざる状態にある、労働機會を失ひ又は労働者及其一家の労働力の再生産に必要な生活資料をも容易に得られざるものも生活を維持せんとけなげにも努力を續けて居る。然乍ら隣村が多くは漢人系部落であることは彼等にとつてかなりの傷手であると見なければならぬ。

治安は良好であるが土地價格、農産物の價格は上昇を見せ安定せる労働機會は屯内外には少い、年工の移動も甚しく屯外出稼者も昨年末か

ら本年始にかけて増加を示して居る、古い姿の農業労働者の外に新に生産手段を喪失して没落した零細農の層が加重しつつある、之等の零細農の或者は都會へ、或者は屯内を徘徊するに至る、當分の間は現在の自給自足状態は續けられるとしても近き將來に於て小農の労働者への没落過程は更に労働者より失業への進行に移らなれと誰が保證し得やう。

第二款 自家勞力

表一に於ては既に示された様に自家勞力数は總計一〇一・五人一戸當り最大六人より最小零に至る勞力數を有するが故に平均一戸當一・九人弱であつて大泉眼部落の三・三人、永吉縣の二・五人に劣るが普蘭店の一・九人強と大體匹敵する。然乍ら耕地面積が割合に狭少であるがために勞力は阿片收穫時を除いては餘り需要が甚しくない、従て大體自給自足であつて特に必要なる時に屯内外より求めることになつて居る。次に自家勞力を年齢別にすれば、

種別		農家所在労働量	
人	口	性別	
		男	女
労働量	口	十四歳以下	十五—二十歳
		男	女
日本に於ける換算率	男	〇・〇六	一・〇
本屯に於ける換算率	男	〇・〇六	一・〇

婦人は殆んど労働に従事しないが未成年者をして労働に従事せしめて居る、病人、不具者の少いこと、老年に至つても尙働いてゐるために換算率は良い。

次に自家勞力中毎年屯内外に被傭せらるる日工は次の如し。

四 屯内所在農業日工表（其一）

調査番號	姓名	年齢	出生地	配偶關係	教育程度	家族數	自家職業	所有面積
一	于九春	四二	屯内	死別	ナ	三	自兼勞	如六畝（屯内） 如六畝（屯外）
一	于五金	二〇	屯内	未婚	〃	〃	〃	〃
一	于五銀	一七	屯内	未婚	〃	〃	〃	〃

五二	四九	四八	四五	四一	三五	三五	三一	二八	二五	二四	二四	二三	二三	二二	二二	一八	一〇	八	八	六	一一	一一
三	一	二	二	一	二	一	一	一	二	一	一	二	二	一	一	一	一	三	三	三	三	
屯内	屯内	屯内	縣内外	縣城	屯内	不定	不定	〃	〃	屯内	不定	〃	〃	屯内	不定	〃	屯内	不定	不定	〃	〃	屯内
日一〇二〇錢	日三〇錢	日二〇錢	屯内日二〇錢 縣城日四〇錢 年三〇圓	日二〇三〇錢 年五〇圓	日二〇三〇錢 年二〇圓	日二〇四〇錢 年四〇圓	日二〇四〇錢 年二〇圓	日二〇四〇錢 年二〇圓	日二〇四〇錢 年二〇圓	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇四〇錢 年六〇圓	日二〇四〇錢 年三〇圓	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢	日二〇三〇錢
均分相續	均分相續	均分相續	親の亂脈	〃	〃	〃	均分相續	洪水	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	經濟的破綻	均分相續	洪水	均分相續	均分相續	

調査番號

計 五二 于致祥 四三 屯內所在農業日工表
勞働擔當者數

(其二)

勞務地

賃銀額

没落原因

六	于德海	五三	屯內	有	書房二年	一〇	自	作	柴園四〇畝 (屯內外)
八	白玉成	一九	屯內	未	婚	六	雜	業	ナシ
八	于德水	四〇	屯內	未	婚	一	雜	業	ナシ
一〇	于和	三六	屯內	有	婚	四	勞	業	柴園三畝 (屯內)
一八	梁永志	二〇	北山營子	未	婚	四	自	作	柴園一畝 (屯內外)
二二	張寶善	三四	屯內	有	婚	四	勞	業	ナシ
二二	朱存相	六四	西井上	死	別	七	自	兼	柴園一畝 (屯內外)
二三	于明善	二二	屯內	未	婚	三	勞	業	柴園三畝 (屯內外)
二三	于榮	四一	屯內	有	婚	五	〃	〃	柴園一畝 (屯內外)
二四	于俊	四七	〃	〃	〃	三	〃	〃	山林一畝 (屯內外)
二四	于得水	四六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山林一畝 (屯內外)
二五	梁永才	四五	〃	〃	〃	四	〃	〃	廢荒地四畝 (屯外)
二八	張鴻玉	三三	〃	〃	〃	四	小	兼	ナシ
三一	于振財	六六	〃	再	婚	四	勞	業	柴園一畝 (屯內外)
三五	于寶德	五九	〃	有	婚	四	勞	業	柴園七畝 (屯內)
三五	于祥	四一	〃	〃	〃	七	〃	〃	ナシ
四一	于福生	三四	〃	〃	〃	四	〃	〃	柴園一畝 (屯外)
四五	于永慶	五一	〃	〃	〃	六	小	兼	柴園〇・五畝 (屯內)
四八	于金勝	一六	〃	未	婚	五	自	兼	柴園五・三畝 (屯內)
四九	于財	三八	〃	有	〃	四	自	兼	柴園〇・二畝 (屯內)
五二	于致祥	四三	〃	死	別	五	〃	〃	柴園一畝 (屯內)
計	二十四名								柴園七畝 (屯內)

屯内所在農業日工数は二十四名であるから屯内總人口数の八・六％、男子人口数の一七％に該當する、年齢は最高六十六歳より最低十六歳平均三十八歳である、出生地並に勞務地は屯内が多く、教育程度は殆んど零である、所有面積も二十畝に達する者少く、家業も大體勞働が多い、勞務種類は下地的に盡きる、没落は親の亂脈、洪水等に因る者もあるが大部分が均分相續に基く土地細分に在ることに注意を要する、右の二十四名中屯内を勞務地とするものは十七名である、又各人は二・七人を養つて居る。

次に屯外に出稼せる者の概況次の如し。

表五

屯外出稼者狀況 (其一)

調査番號	姓名	家族關係	年齢	家族數	配偶關係	出生地	教育程度	家業
二	于九春	戶主	四九	五	有	屯内	私塾三年	自家職業
七	張鴻春	戶主	三八	五	再婚	三十家子	ナシ	自家職業
一一	于和	戶主	三六	二	有	屯内	ナシ	自家職業
一九	穆和	戶主	五〇	一	有	平泉縣	ナシ	勞作
一九	穆自生	戶主	三七	一	有	屯内	書房四年	勞作
一九	穆自春	戶主	三〇	一	有	平泉縣	ナシ	勞作
二八	張鴻益	戶主	三〇	四	有	屯内	小兼勞	勞作
二九	朱貴顯	戶主	五六	三	有	平泉縣	ナシ	勞作
二九	朱孝忠	戶主	二二	三	有	屯内	小學七年	勞作
三一	于仁令	戶主	三四	四	有	屯内	ナシ	勞作
三一	于海令	戶主	三〇	四	有	屯内	ナシ	勞作
三一	于海珠	戶主	二五	四	有	屯内	ナシ	勞作
三一	于張才	戶主	三七	二	有	屯内	ナシ	勞作
三七	于貴	戶主	三八	六	有	屯内	ナシ	勞作
三七	于守信	戶主	二四	二	有	屯内	ナシ	勞作
三七	于瑞	戶主	四四	五	有	屯内	ナシ	勞作
四〇	于敬和	戶主	五八	三	有	平泉縣	ナシ	勞作
四四	于路	戶主	七二	一	有	平泉縣	ナシ	勞作

調査番號	姓名	家族關係	年齢	家族數	配偶關係	出生地	教育程度	家業
四五	于連榮	戶主	三一	六	有	屯内	ナシ	小兼勞
四七	于占春	戶主	二六	六	有	屯内	ナシ	小兼勞
四八	于連勝	戶主	二六	五	有	屯内	ナシ	小兼勞
五〇	于振波	戶主	二六	二	有	屯内	書房三年	小兼勞
五四	于明信	戶主	二四	二	有	屯内	ナシ	小兼勞
五四	于明發	戶主	一八	二	有	屯内	ナシ	小兼勞
計	二十五名	戶主三男						

屯外出稼者狀況 (其二)

調査番號	所有面積	勞務種類	勞務地	賃銀額	移動原因	經過年數
二	畑二六畝(屯内)	商業	隣村	月三—五圓	均分相續	六年
二	山林六畝(屯内)	商業	隣村	日四〇—五〇錢	均分相續	三年
七	菜園二畝(屯内)	商業	屯内外	送金ナシ	生活難	九年
一一	畑二五畝(屯内)	商業	坂城	日三〇錢	生活難	九年
一九	廢荒地七畝(屯内)	農業月工	十里堡	年三〇圓	均分相續	三年
一九	鐵道日工	鐵道日工	坂城	年一五圓	均分相續	三年
二八	畑一〇畝(屯内) 出典	農業	奉天省 通遼縣	送金ナシ	均分相續	四年
二九	廢荒地五畝(屯内)	農業	縣内	日五〇錢	一、分家 二、親の亂脈 三、鐵道敷設	二年
二九	ナ	農業	屯外(不明)	不明	生活難	五年
三三	ナ	不明	山海關 方面	送金ナシ	家庭不和	六年
三三	畑二〇畝(屯外)	儲蓄	隣村	日二〇—五〇錢	均分相續	六年
三三	山林三畝(屯外)	左官石工	縣城	日四〇—五〇錢	不明	不明

表六 雇傭農家表

調査 番號	姓名	家業	自家 勞力數	雇傭勞力數	農 業 期 間	所 有 面 積
四	張洪業	自作	二		年 月 日 一 一 一	畑一七畝(屯内)三〇畝 (屯外)山林菜園四畝 (入典)六畝典出六畝
五	張國滿	自作	二		年 月 日 一 一 一	畑一七畝(屯内)四八畝 (屯外)山林菜園四畝(典出四畝)
三〇	于永才	自作	二		年 月 日 一 一 一	畑四〇畝(屯内)菜園二畝 廢荒地八畝、典出二三畝
五〇	于振英	自兼小	三		年 月 日 一 一 一	畑一〇畝(屯外)
五三	于珠	自作	二		年 月 日 一 一 一	畑四五畝(屯内)菜園一畝、屯内 山林一二畝(屯外)

表七 雇傭年工表

調査 番號	姓名	本年雇傭 年工	本年雇傭 工數	出生地	關係 偶係	教育 程度	賃銀額	年齢
四	張某	張貴	五里堡	有	ナシ	年四七圓	三四	
五	王某	于明善	五里堡	有	ナシ	年四〇圓	二四	
三〇	張春福	未定	未定					
五三								

(三〇) 于永才の日工三十名は耕作期に六名、收穫期に六名、阿片收穫期に十八名を要したものである。
年工雇傭農家の年工數の經營面積に對する割合は一人當四十畝、年工雇傭農家の年工數の自家勞力に對する割合は、年工一人當家内勞力數は二人、耕地面積と擔當勞力數とを比較するならば實際勞力數は必要勞力數と略一致することを知り得る、年工を雇傭する農家は四十畝以上の自作農家であるが之は耕地面積と自家勞力數との相關關係を見なければならぬ。

農業勞働者の擔當面積は(四一) 于福生の如く一・五畝—三畝なるものもあるが普通は(五三) 于珠の場合に於ける如く三畝—四畝であ

る、但當地方の特産物阿片の收穫時に於ては僅か十日間ではあるが一畝に對して二人の勞働者を要する。

單位勞力當耕作面積

耕作期(四—六月)	收穫期(九月)
高粱 二—四畝	一畝
阿片 二—四畝	〇・五畝

大泉眼部落の四天地、永吉縣の五响に比較して極めて低い。

本屯に於ける中農(四〇)は八畝、四三は十三畝の耕地面積を所有し、五月—七月の農耕期には毎年各五人内外の農業勞働者を雇傭する。
屯外より入屯する農業勞働者は農繁期に於ては年工四人、月工四人、日工一〇〇人餘、農閑期に於ては年工四人、月工四人、日工なし。

雇傭勞働者の勞働延日數は年工に於ては殆ど毎日勞働するので問題外であるが(五〇) 于振英に傭はれたる月工によれば一二〇日、日工は(三二) 于振財の場合に於ては一五〇日(四二) 于福生の一〇〇日、一般には(三五) 于寶德、于祥の一二〇日を普通とするから比較的多い。

年工、月工に於ては農具は傭主のものを使用する、之の農具は何等發達して居ないから農業經營上に於ての影響はないと認める、日工は自分の農具を持つて勞働に馳せ參する、今農業勞働者が各自の家に保有する農具を見るに

(1)

大農具 鋤頭、鎬頭、打場石頭轆子、簸箕、簸籬、秤

小農具 鐵銼、木楸、糞叉、糞筐、鎌、斧、篩子、扁擔、柳罐、席子、挑筐

(22)

大農具 鋤頭、簸籬、秤

小農具 鐵銼、糞叉、糞筐、鎌、席子

(31)

大農具 鋤頭、鎬頭、斗

小農具 鎌、斧、竹耙子、扁擔、挑筐

大農具

墾耜、鋤頭、鎬頭、打場石頭輾子、簸箕、秤

小農具

鐵銑、糞叉、糞筐、鎌、鋸、竹耙子、扁擔、席子、挑筐、口袋

大農具は主として傭主から借用することが多いが、鋤頭、鎬頭、秤を又小農具では鐵銑、糞叉、糞筐、鎌、扁擔、席子、挑筐を各自家に備へて居る。

各農家には家畜が非常に少く僅かに猪一匹位であるから勞力の補助として家畜を利用することは稀である、滿洲農業は有畜農業であると斷定する説は此の部落に於てのみは承服出來ない。

第三節 農業勞働者の種類、賃銀、時間、雇傭方法、生計費並に勞働市場

一、農業勞働者の種類

屯内には零細自作農より農業勞働者への没落過程にあるものも存在する。從て屯内にある農業勞働者の種類として擧げ得るものとしては

- 零工
- 換工
- 帶地年工
- 年工
- 打頭的
- 趕車的
- 下地的
- 半拉子
- 看牲口的
- 打更的

- 大師夫
- 猪官兒
- 牛官兒
- 月工
- 日工

娶妻代家の長工 奏老長工は存在しない。

二、賃銀

賃銀形態は年工、月工、日工を通じて貨幣(國幣)である。賃銀の決定は年工は相方の相談に依るも月工(五〇)于振波の場合は傭主の決定により(一九)穆自生は相談により日工(四一)于福生の場合は勞働市場の相場による日工(一)于九春(二)于明善は共に相方の相談に依る、斯の如く概して三種類に別ち得るのであるが特に相方の相談に依るものが多い。從て其間他の地方に見らるる如き廟主、花子頭の干與することは無い。

賃銀の支拂時期及支拂方法としては年工に於ては(四)于明善は雇傭の始に二十圓を終に二十圓を支給せられる。(五)張貴も同様である。(五三)張福春は始に十圓終に三十圓となつて居るが若し餘りに貧困を感じる時は二ヶ月目或は四ヶ月目に若干支給される。月工(五〇)于振波は毎月二、三回の外必要に應じて支給される。(十九)穆自生は始に十圓終に殘額を支給せられる。日工は全て毎日勞働を終へて支給される。一般に休暇は無いが(十九)穆自生は唯年始年末に五、六日の休暇を與へられる外は自分で請求する、休日をとるとしても賃銀に影響を與へないが餘りに度重ると減額される、病氣の場合の危險負擔者は勞働者自身である。

賃銀額は年工(四)四十圓(五)四十七圓(五三)四十五圓(五四)四拾圓(四五)四十五圓、平均四十三圓四十錢、月工は(五三)三ヶ月十八圓(五〇)三ヶ月十五圓毎月平均五十六圓である。日工は農繁期と農閑期とに於て非常な差がある、農繁期は三十一四十錢に昇る。殊に阿片の收穫時には四十錢となるが僅か十日間に過ぎない。

三、勞働時間

年工、月工、日工を通じて労働時間は日出より日没に至る間である、従て夏季と冬季に差が生ずる即ち

夏季 午前三時—午後七時(十五、六時間)

冬季 午前六時—午後五時(十二時間)

四、雇 傭 方 法

雇傭に際しては別に契約書の如きものなく條件も亦極めて簡單である、年工の場合には前貸金に類するものを十圓内外支給する。

募集地は年工、月工、日工を不問屯内に求め、求め得ざる時屯外より求める、年工は(四)(五)(五三)の如く習慣的に自ら来るものと(三十一)の如く傭主自ら募集に出掛ける(費用不要)ものがある。月工、日工は習慣的に自ら来る者が多い、此際世話人の仲介無き者は(十九)(二一)(二二)(五十一)であるが(四一)(八)は世話人がある。(八)は地主の小使を介して居る、労働市場を介する者は少い。

勤続年数は屯内に傭はれる年工は殆んど毎年變更し移動率は高いが稀に二年三年繼續することがある。出稼せる者の勤続年数は不明である。年工の雇傭されるのは陰曆十二月或は正月後間もなく月工の場合は主として農繁期即ち細別すれば耕作期と收穫期に雇傭せらるることになりしる。

五、生 計 費

農業労働者の生計費は殆んど全部を労働収入に俟つて居る。(四一)の年五十圓は標準的のものと謂へる。此の労働収入を以て細々乍ら生活して行く家族と(十九)の如く前年の不足額は僅かに本年被傭の前渡金十圓を以て補充して居る家族とがある。

農業労働者は前述の如く労働収入のみによつて生活を維持する。年收年工の最高額四十七圓、日工は二十圓に達せざる所の一般に低額である。従て生活上の支出費は又之に準ずる、例へば代表的な労働者の家庭を見るに昨年度は(一)

小 米	(五石)	四八・〇〇	鹽	(一五斤)	一・五〇
野 菜	(五〇〇斤)	五・〇〇	砂 糖	(三兩)	〇・三〇
肉	(三〇斤)	四・八〇	菓 子	(二斤)	〇・三六
馬 羊 油	(四斤)	七・〇〇	布	(一六尺)	一・八〇

染 布	(三六尺)	三・六〇	靴 襪	(三個)	〇・九〇
棉 服	(二斤)	〇・九〇	襪 子	(六足)	三・〇〇
衣 蠟	(一釐)	一・五〇	草	(一)	〇・三〇
油 葉	(二斤)	〇・三〇	費	(五〇〇斤)	二・五〇
樹 枝	(一五捆)	〇・九〇	計		五・〇〇
祖先祭祀費		二・〇〇			八九・三九

高 粱	(六斗)	六・〇〇	粉 條	(五斤)	〇・六〇
小 米	(三石)	三〇・〇〇	豆 油	(一〇〇斤)	一・〇〇
猪 牛	(三〇斤)	四・五〇	菜 油	(五斤)	一・〇〇
麵 粉	(二〇斤)	五・〇〇	糖	(二斤)	一・〇〇
鹽 菜	(二〇斤)	〇・八〇	布	(二斤)	〇・三二
瓜 子	(二〇斤)	〇・五〇	白 糖	(三三斤)	三・二〇
染 布	(三三尺)	三・八〇	棉 布	(三三斤)	一・二〇
帽 子	(三個)	〇・五〇	吊 帶	(三〇〇斤)	一・〇〇
煙 草	(三斤)	〇・九〇	費		一・〇〇
祖先祭祀費		〇・五〇	計		六三・八二

高 粱	(一石)	一〇・〇〇	粉	(五斤)	〇・六五
小 米	(二石)	二四・〇〇	猪 油	(半匹)	一・七〇
鹽	(毎月三斤)	二・〇〇	大 尺	(一七〇)	一・七〇
棉 草	(二斤)	〇・四〇	石 油	(二斤)	一・七〇
煙 草		二・四〇	家 屋 修 理		一・〇〇
祖先祭祀費		一・八六	計		四九・七一

その他苗種散當り一〇錢肥料は蒐集

(四一)

小 米	(三五斗)	四二・〇〇	野 菜	(二〇〇斤)	〇・八〇
猪 牛 肉	(二〇斤)	二・四〇	酢 油	(二斤)	〇・〇五
鹽	(二二斤)	〇・九六	香 油	(半斤)	〇・一〇
靴、機、燃料、肥料、理髮は自宅にて					
青 布	(五尺)	〇・四五	石	(五斤)	〇・八〇
慶 弔 費		一・〇〇 (一戸當二〇—三〇錢)	油		
計					四八・五六

尙一般には嫁入費用 二〇・〇〇

出 産 費 三・〇〇

家 屋 (二間房子) 六〇・〇〇

の費用を必要とすることがある。

生計費の比率に就いてはドイツトマー教授が中華民國に於て

食 費 六七%

衣 料 費 一四%

光 熱 費 六%

を挙げ大體食費は七〇・八%—七九%と見て居るが本屯に於ては食費(一)七四%(二)七九%(三)七七%(四)九五% 衣料費

(一)一三%(二)一三%(三)四%(四)一% 光熱費(一)四%(二)三%(三)三%(四)一%平均して

食 費 八一・〇%

衣 料 費 七・七%

光 熱 費 二・七%

之に依つて彼等屯民の文化程度を幾分推測し得るのである、生活費を多かれ少なかれ労働収入に依る戸数は三〇戸、全部落の五五・五%に當る。又土地を有つた農業労働者の生活程度は全然土地を有たぬ純然たる労働者のそれよりも決して高いものではない。故に土地を有つた

地主が土地を有たない小作人に雇傭せらるると謂ふことも承認せらるるのである。

農業労働者の住居は年工に於て傭主の家に月工(五〇)は傭主の家に在るが用事がある時自宅に歸る程度に、日工は全て自宅に起居する。

農業労働者の食事は年工、月工、日工を通じて傭主の家で支給される。主食は高粱、粟である。

七、勞 働 市 場

労働者對傭主の需給調節と謂ふよりも労働者の慣習的な集合場とも謂ふ可き自然發生的の労働市場が凌源縣城財神廟東廣場に開かれる。本屯との距離は十五支里、組織、慣習、勢力者はない。市場の労働者供給範圍は地域的には凌源縣城を主とし、土建關係労働者は鐵道其他の工事場に分配される。労働者の種類としては各種の労働者に亘るが殆んど不熟練労働者が主體である。市場は鐵道敷設工事を起工する時、農繁期には屢々開設せられるが阿片收穫時には開設せられない。農閑期には開設回数が少い、労働者の集合数は農繁期には五〇〇人農閑期には五〇人の程度である、之等の労働者は市場の周圍約二十支里内外より集合し山東人が約六〇—八〇%を占める、此處では賃銀は自然に決定せられるから別に決定者はなく相方の相談による。

労働者は夜明前の未だ暗い中に廣場に集合し春季は農具を秋季は鎌を各自持參する、職の有無は未明の中に決定するから夜が明けても未だ職を求め得ない者は各部落に分散して行く。就職し得る者の数は農繁期或は工事の最中には大部分、農閑期には三分の一である。

屯内の労働者は屯内に仕事割合にあることと市場に行つても就職の困難なることにより農閑期には稀に出掛ける程度で之を利用することが少い。

四、土地

二五二

土地局 森井雄次郎
同 澁谷勇造

凡例

一、調査員 土地局 森井雄次郎
同 澁谷勇造

二、調査の期間不十分なりため「土地の面積」「地目別面積」「土地の等則」「土地分配の状況」の各項目は主催者統計處の調査との重複を避ける意味で統計處に一任し専ら土地權利關係の調査に従事したり。

三、本調査は記録文書無きため聴取調査を根幹とし左記各位の解答を綜合編成せり。

凌源縣公署 財務局長 馮國榮氏
喀喇沁左翼旗公署管財章京 李芳氏
十五里堡 屯達 張氏
部落民 張氏
“ 于永才氏
“ 于景淵氏

部落民 于貴氏
“ 于才氏

一般的調査事項

位置概況
現況
沿革
地名

十五里堡位置概況

十五里堡は凌源縣城西方十五支里の地點に在る小部落にして中央を平泉に通ずる自動車道が貫通し部落を南北に二分してゐる。東は十二里堡漢人小部落（漢牌）に西は十八里堡漢人部落、南は大凌河の支流（河名不詳）北は岳陵（山名不詳）に接し一塊村を形成してゐる。凌河の河幅は川荒地を加へて約二町、數條の細流に分れ主流は部落の兩邊に接して土地を侵蝕しつつあり従つて逐年河幅増大し北方に移行する傾向ありと言はる。

河を隔て更に南に九峯山の連脈が起伏してゐるが樹木なく熱河特有の巒付山である。

北側の岳陵と部落の間を滿鐵の委任經營に係る錦州、承德間の鐵道が自動車と略平行に東西に延びてゐる。

十五里堡現況

十五里堡の全戸數は五十四戸内五十二戸は蒙人家屋にして漢人の地方自治團體（牌村郷）に對し屯を結成しその長を屯達と言ふ。熱河蒙地に於ける屬人行政の結果として十五里堡は喀喇沁左翼旗公署に直轄されてゐる。

十五里堡は元來生計地であり承領當時は現在の十三里堡、十八里堡は蒙人の勢力範圍に在つたと稱せられてゐるが現今に於ては漢人との角逐に敗れ僅かに十五里堡附近を占據してゐるにすぎない。

彼等蒙人の生活は専ら農耕に依存してゐるが歴史的な喀喇沁族の定着性と耕種能力に照して彼等が二百年前から十五里堡の開墾に従事してゐる。

たことも至當なるものとして肯肯出来る。

生活程度は家屋の比較的宏大なるに拘らず極めて低級であるがこのことは過去の地主階級から自作農への轉落を看取する材料になる。

十五里堡の耕地面積は統計處の精確なる統計の結果によつて判明するであらうが大體五百畝内外と推定さる。この數字的に貧弱な耕地を五十戸が分割したとすれば一軒當十畝内外となり、最高の土地所有者が四十五畝を占めてゐるから實際の一般平均は更に低下するわけである。十五里堡蒙人の貧困は自作耕地面積の過小と漢人佃戸の租子不拂に基因してゐる、極端な例は于永才家の如く永佃せしめ自己の所有地は房園地のみを残し自己の生計は佃戸の支拂ふ租子（小作料）のみに依存してゐるものがある。最近租子不拂のため生計困難に直面し彼の最後の財産と言ふべき租子取立權の賣買をすら希望してゐる状態に在る。

商業、市場の開闢、特殊手藝品の製造等は彼等には縁遠い生活手段と言ふべく農家の副業たる養豚鶏も小規模に行れてゐるのみである。

十五里堡土地沿革（屯達張並親族談）

一、開墾前の土地状況

開墾前の状況に付きては信憑すべき記録なく部落民の傳説的物語によれば最初の承領人（最初土地所有者）が到來した時この附近の山野は鬱蒼たる密林を以て蔽はれ狼、野兎の類が出沒しありたりと。約二百年前の十五里堡附近は今日の如き平凡な景色でなく相當の森林が繁茂してゐたものと思はれる。

尙最初の承領人が到來した時既に漢人が三四軒張子（高粱垣）を立てて私墾してゐたと言ひ傳へられてゐる。

二、開墾年代及開墾事情

既に古くから私墾してゐた漢人を除けば十五里堡の開墾は二百年前（清乾隆初年）に初まつてゐる。正確な年代は到底得られないが最初の承領人より十代を経てゐるから可成り年代の経過してゐることは想像出来る。

十五里堡附近の承領人は于張梁の三家であり承領の當時三家の土地は大體の境界が定められ各々その承領面積を蒙古王に届出た。各自の土地が如何なる線を以て區劃されたかは全然不明であるが現今十八里堡の漢人が十五里堡蒙人を「ソブラガの人（塔の人の意）」と稱することより（塔は十八里堡に在る）蒙人の土地が十八里堡に及んでゐた事は確實である。

開墾の沿革を聞くに三家の承領人は主に現在の十五里堡に家屋を造り住みその土地の多くは昔からの私墾者並に新しき招墾者に出佃し自己は地主として彼等の支拂ふ租子によつて樂々と衣食してゐた、しかるに承領人の子孫が増加するに伴ひ蒙人部落形成の必要と租子のみに依存する生活の不安から自作農へ轉化するの止なきに至つたがそれに要する私有地獲得の必要との兩面の現實の必要に迫られて十五里堡の漢人に且つて出佃せる土地を新に買ひ戻し轉住して來たものもあつたと云ふことである。

註 張氏の現在の土地は一度漢人に出佃せるものを買ひ戻したものである。

出佃せる土地に付き述べれば最初漢人に出佃した時特定の面積を限つて出佃したるものでなく「この附近を耕作せよ」と簡單な四至を示したのみであるから其後次第に盜墾擴大され、尙當時の面積に比し實際の耕作面積は二倍にも三倍にもなり、従つて出佃當時出佃面積に相當してゐた租子が二分の一又は三分の一の値打に下落してゐる（于永才談）。しかしながら出佃に當り、若し蒙人が熱河に於て屢々見らるゝ荒價銀を徴收したとすれば事實上の賣買であり所謂「賣買禁止の勅令」違反の脱法行爲にして名義上の永佃に附隨する租子の低廉は當然である。（于永才の説明では荒價銀なるものを徴收したことは且つて聞かずと）

三、清丈清賦の経過

十五里堡租地面積の決定は部落民の自報によつてゐた。民國三年以前は辦公費、門班差事費（雜費）、巡警費、學校費、保甲費各項目に従ひその支出に應じて旗公者は賦課したが、近代的畝捐が民國三年より行はれると同時に旗公署は凌源に出張所を設け、十五里堡蒙人所持の白契を悉く調査し紅帳を作成し、白契面に旗公署縣公署調查済の捺印をなし白契面上に地畝に應じて徵稅する方法を採つた。現在に於てもこの種の白契は保存せられ驗契又は新紅契と稱せられてゐる。しかしながらこの清賦は全部に行き渡つてない點に於て明かに失敗である。

民國十七年より湯玉麟一派の經界局整理が初められてゐる十五里堡の大部分の土地は活契地であつたため經界局の魔手は案外延びてゐないが三、四件整理の實例があつた。

經界局の土地整理の方針目的その整理の経過はここでは述べないが經界局整理もその結果は失敗に了つて居る、十五里堡に於ける整理の實例を見ても完全に大照を發給したのは一件のみで他のものは利益證書の添附又は單に前記驗契に經界局調査済の毛筆に依る番號附をなして居るにすぎない。經界局清丈が小範圍の地域に於て尙且不徹底であつたことは之を以て見ても證明できる。

四、開墾者の履歴

二五六

最初の承領者、張、梁の三家は何處から來住したものか判然としない。蒙人の説に依れば彼等の先祖はウリヤスタイ(烏里雅蘇台)より移動し南哨(凌源縣)に至りたるもので、ここに王の許可を得農業に従事すべく十五里堡附近を承領したと傳へられて居る。于家の先祖中チャムライ(占木來)なるものが其の子三名を引連れ十五里堡に定着したのが十五里堡于家の由緒である(于永才談)。

(ウリヤスタイとは外蒙古ゴブトの東方に在る地名にして蒙人がウリヤスタイと歸化城を混同して居る事實より推定すれば彼等の先祖はウリヤスタイより歸化城に至り南哨に移動したと考へられる) 漢人の流入は極めて古く凌源縣城附近の漢人は三百年前同地方を私佔したと稱して居るから十五里堡私墾漢人の流入も略同時代であつたらう。漢人は多く山東、山西、直隸人であり現在も同地方の漢人が出入して居る。高粱の垣を繞らし原始的生活を營んで居たもので未だにこれらの漢人部落を張子又は杖子と稱して居る(喇嘛杖子なる漢人部落十五里堡の以西二十支里の地點に在り)。

地 目 名 稱

一、沿革的舊地目の名稱

生計地(差事地)、福分地、大倉租地、小倉租地、廟地、白楮地、爛價地、紅契地、死契地、活契地、黑地

二、用法による地目名稱

稻田(水田)、大田地(旱田)、園地(宅地)、墳塋地、亂葬崗兒(墓地)、鹽池子(鹽田)、祭地(祭田)、放牲畜地(牧養地)、養老地(養老番)、水泡(池沼)、樹林(林野)、大道(道路)、河(河川)、水溝子(溝渠)、壩堤防、荒界子、荒地(雜草荒地)、山懷(岳陵)、礮礮、溝(溝)

三、公有地の地目名稱

山荒地、土地、學田

四、自然の形狀に基く地目名稱

荒地(未地)、熟地(開墾地)、復荒地(復荒地)、荒地(場廠)

土地權利主體關係



一、土地所有者が幼年者なるときは行爲能力なきを以て親族若しくは屯達が代理人となつて土地財産を管理する。

管理 管理人は幼年者に要する生活費を其保管する財産より支出しその度に出納記録をなす。

幼年者成人するときは出納簿と共に財産を引渡す管理手数料は一般に受取らざる慣行なり。

管理人はその管理行爲に就ては全責任を負ふものにして管理行爲に不正又は過失ある場合は部落民を代表して屯達又は長老が之を指摘し管理人その責を負はざるときは旗公署に告訴す、訴訟裁判に要する費用は幼年者の財産より差引き支辨するを例とす。

幼年者とは所謂未成年者に非ずして行爲能力のみならず意思能力なきものを指し十三、四歳に至りて意思能力を生ずるに至れば自ら土地財産を管理す。簡單なる農村經濟組織に於ては未成年者制度の如き保護制度を設くる理由を缺き意思能力ありと認定されると同時に成人せるものにして取扱はるるものであらう。

二、土地所有者が不具者の場合は幼年者と同様に取扱はれる。

三、土地所有者が精神に支障を生じ思想能力を缺く場合も亦同様なり。

四、土地所有者が不在又は失踪せる場合は親族若しくは屯達隣人が不在者又は失踪者の土地財産を管理す

管理人は留帳(財産目録)を作成し本人の歸來を待て財産を返納する責任を負擔す。但し管理人の管理行爲開始後一年半若しくは二年を経過するも不在者若しくは失踪者歸來せざるときは土地財産に對し使用權を得、使用による収益は自己の收入とするものとす。

管理人は土地財産を返納するに當りては管理手数料並管理費用を財産より控除し殘餘を引渡すものとす。

土地所有者が失踪者である場合所謂失踪宣告の期間の如き特定期限を定めなから失踪年限に拘らず生死不明のものでも慣行上なほ權利主體である、但し死亡が確定せる場合又は失踪長期に亘りて通常の生存年齢を超へ死亡を推定し得る場合は親族、管理人の順位に従ひ土地財産を獲得するを通念とす。